

くらしの窓すぎなみ

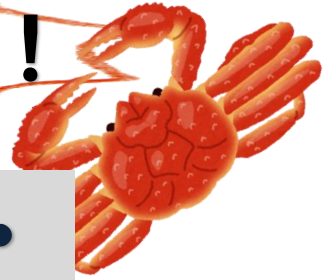
編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階
tel.03-3398-3141

臨時 2024.12 NO.241
令和6年12月発行

購入機会が増える年末！



海産物の電話勧誘販売・ 送り付けトラブルに注意



海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費者センター等に寄せられています。カニなどの海産物の購入機会が増える年末にかけて、トラブルが増加する可能性があります。事例を参考に、特に注意しましょう。

相談事例1

自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったのだが海産物が送られてきて、家族が代引きで受け取ってしまった。強引に送られてきたものなので返金してほしい。→断っても強引に送ってくるケース



相談事例2

海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後どんなものが来るか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡がつかない。→困っているので助けて等の勧誘トーク/連絡がとれなくなるケース

相談事例3

「以前注文いただいたものです。海産物はいかがですか」と電話があった。注文をし、以前の注文事業者を確認したところ、そこには注文していないことがわかった。不審に思い、キャンセルして了承されたが後日契約書が届いた。解約できているか心配だ。→業者が最初から怪しいケース



消費者へのアドバイス



- ① 電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。
- ② 断ったにも関わらず送りつけられた商品については、代金を支払う必要はありません。(下記参照)
商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受け取り拒否しましょう。
- ③ ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話にはでない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- ④ 電話勧誘販売の場合は、クーリング・オフができる場合があります。早めに消費者センターにご相談ください。

[特定商取引法]により

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能!

知って
おこう!



一方的な送り付け行為への対応3箇条

◇その1：商品は直ちに処分可能

一方的な送り付け商品は直ちに処分できます。

◇その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

仮に消費者がその商品を開封や処分をしても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても応じないようにしましょう。

◇その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

支払義務があると誤解して金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求できます。

対応に困ったら、消費者センターに相談



<出典・参考> 国民生活センター、消費者庁 HP

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

